

令和 7 年 3 月
公益財団法人中国残留孤児援護基金

令和 7 年度団体助成金の申請について

当基金では、中国帰国者に対する支援活動として下記事業を良好に行っている団体に対して、支援活動に係る事業費の一部を助成しています。

記

令和 7 年度募集を行う事業は以下の通りです

1. 帰国者等に対する日本語教育に関する事業
2. 帰国者等に対する生活・就職相談等に関する事業
3. その他、帰国者等の自立の促進及び福祉の向上を図ることを目的とする事業

助成金を希望する団体におかれましては、「令和 7 年度団体助成金申請要領」に基づき、令和 7 年 4 月 18 日（金）17 時までに当基金まで文書にて申請して下さい。

申請された事業内容、額に対して厳密な査定のうえ助成金を真に必要とする団体に対してのみ助成金の交付を行います。事業内容やこれまでの実績によっては申請されても助成対象とならないこともありますので予めご承知おきください。

本件照会先

公益財団法人 中国残留孤児援護基金 業務調査課 高幣(たかへい)
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-6-8
Imas Works Bakurocho 4 階
TEL 03-6667-0552 / fax 03-6667-0553
E-mail: takahei@engokikin.or.jp

団体助成金を申請される団体の皆様へ

- ① 「帰国者等に対する日本語教育に関する事業」については、日本語教室以外に日本語サロンに対しての助成も行っています。ここでいう日本語サロンとは、教室形式で文法や会話を学ぶ日本語教室ではないものの、定期的に集まり介護予防等日々の生活に必要な日本語を学ぶ場を指します。活動の一部に日本語学習を目的とする娯楽的な活動が含まれてもかまいませんが、踊り、音楽、カラオケ、書道等の趣味娯楽活動及び中国語で話すことを主目的とする場については助成対象となりません。
- ② 助成を受ける団体においては、この支援活動を広く国民に知って頂けるよう、事業実施に際し、当基金が当該事業の一部を助成している旨を各事業参加者に周知して頂けるようお願い申し上げます。また、助成事業の内容・成果について、当基金の機関紙に報告記事を掲載して頂く場合があります。